

60歳からの住宅ローン

《よこしん》【リ・バー・ス60】

耐震改修利子補給制度



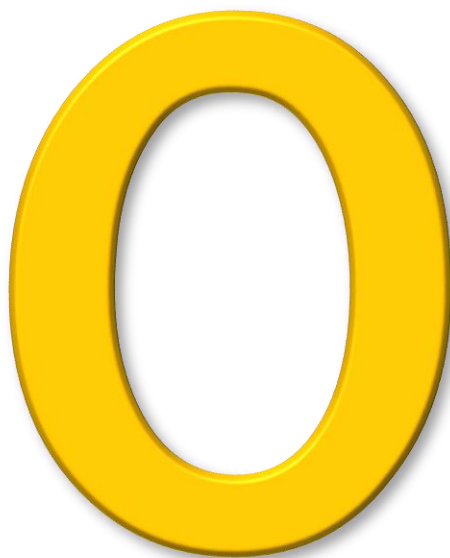
リフォームをご検討の方

利子補給制度を利用すると

お申込時 **70歳以上**の方は

毎月の支払い ▶▶▶

※お申込時 70歳未満の方は一部支払いが発生します。詳しくは裏面をご覧ください。



※地方公共団体からの耐震改修利子補給制度
利用対象証明書の交付が必要です。

円!

海老名市

補助金申請



【リ・バー・ス60】

借入申込み

詳しくは ☎ **045-680-6925** 【平日 9:00~17:00】

お気軽にお問い合わせください。

このまちの未来をともに作る



横浜信用金庫

<https://www.yokoshin.co.jp>

取扱開始	令和7年5月20日(火)
貸付形式	証書貸付 (リバースモーゲージ型住宅ローン)
ご利用いただける方	日本国籍を有しまたは永住権のある外国人で、次の①～⑥の要件に該当する方(連帯債務者も同要件) ①お申込時の年齢が満60歳以上で当金庫の会員となれる方 ②公的年金を受給中で、当金庫に年金受取口座を有している、または当金庫を年金受取口座とし指定手続きを行う方 ③満60歳以上の同居する配偶者は必ず連帯債務者となる ④総返済比率が商品基準の範囲内である方。 年収400万円未満…30%以下 年収400万円以上…35%以下 ⑤お借入申込にあたって当金庫所定のカウンセリング(お申込人および法定相続人の代表者)を受けられた方 ⑥地方公共団体から耐震改修利子補給制度利用対象証明書の交付を受けることができる方
資金のお使いみち	次の①～③に該当するもの ①自宅の耐震改修工事 ②自宅の耐震改修工事と同時にを行うリフォーム工事(キッチン、トイレ、浴室、屋根、外壁、内装等) ③上記にかかる諸費用(融資手数料・登記費用・契約書に添付する印紙代等)
ご融資金額	100万円以上1,000万円以下、かつ以下①②のうち低い金額 ①リフォーム等工事費の100%相当額 ②担保評価額の50%または60%相当額
お借入期間	お申込人がお亡くなりになった日、または当金庫がお亡くなりになった事実を知り得た日
お借入金利	令和8年度実行金利(令和9年3月31日実行分まで。いずれも変動金利) 担保掛目 50%コース 3.250% 担保掛目 60%コース 3.550%
対象となる地方公共団体	横浜市(令和7年4月より) 海老名市(令和7年7月より)
利子補給のパターン	次の①～③から選択 ①申込時年齢が70歳以上:全期間にわたり毎月当金庫へ支払う利息を全額利子補給(お客様負担なし) ②申込時年齢が60歳代:全期間にわたり毎月当金庫へ支払う利息の2/3を利子補給(1/3はお客様負担) ③申込時年齢が60歳代:70歳以降は全期間にわたり毎月当金庫へ支払う利息を全額利子補給(60歳代の間は利子補給がなく、お客様が全額利息を支払う)
ご返済方法	期日一括返済(お利息は毎月15日にお支払いいただきます)
保証人	不要です
引受保険会社	住宅金融支援機構の住宅融資保険が付保されます
ノンリコース型	債務者が死亡し、物件売却後に借入債務が残っていても、法定相続人に残債務支払いを請求しない方式
ご融資対象物件	建物床面積が50㎡以上ある木造の一戸建て住宅 当金庫の営業エリア内の物件 地方公共団体の木造住宅耐震改修補助金を受けられる物件
抵当権	対象物件に対して、横浜信用金庫を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定します
火災保険	時価相当額の任意の火災保険に加入
団体生命保険	対象外のためご加入いただけません
手数料	【リ・バース60】取扱手数料 110,000円 新規実行手数料 2,200円 不動産担保取扱手数料 55,000円(いずれも税込)
その他	担保物件を売却する場合で、売却代金が該当物件の当初取得価格を上回ったときは、売却益分について、譲渡所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。 ノンリコース型は担保物件の売却代金が残債務に満たないときであっても、相続人の方が残債務を返済する必要はありません。なお、返済が不要となる残債務分については、債務免除益とみなされ、一時所得が発生し、所得税等が課税される可能性があります。詳しくは、税務署や税理士にご相談ください。

【利子補給の仕組み】

支払時年齢
 60歳 70歳～

申込時年齢

70歳以上

0円!

全額 利子補給

利子補給はお客様が亡くなるまで

60歳代は ①と② どちらか選択できます!

①

3分の2 利子補給

3分の1 利用者が毎月利息を支払う

②

利息全額
利用者が毎月利息を支払う

70歳～

全額 利子補給